

生活習慣病の発症・重症化予防事業において 共同利用する個人データ項目等の公表について

群馬銀行健康保険組合は、生活習慣病の発症・重症化予防事業をより効果的・効率的に実施するため、事業主と共同して取り組むこととします。

この共同事業は、加入者の生活習慣病リスクを共有し、医療機関での治療が必要な方や医療機関での治療に加えて(特定)保健指導が必要な方に行動変容を促し、生活習慣病リスクの低減を図ることを目的としています。具体的には、当健康保険組合の「組織健康度」の定量評価を行い加入者をリスク度に応じて階層化したうえで、ハイリスク・アプローチが必要な場合は医療機関と緊密に連携する等生活習慣病の発症・重症化予防対策を講じていきます。

当健康保険組合は、共同事業を実施するために外部委託事業者である株式会社PREVENTと「保健事業委託基本契約書」を締結し、加入者のリスク度を解析し、その結果を共同利用します。

この共同事業は、個人情報保護法第23条第5項第3号に定める「特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合」に該当することから、第三者提供には該当しません。

① 共同利用する個人データ項目

【適用に関する基本情報】

- 被保険者証の記号番号
- 氏名(漢字)
- 氏名(カナ)
- 性別コード
- 生年月日
- 事業所コード
- 発行通番(個人ID)

【特定健康診査項目】

- 内科診察(問診を含む)
- 身体計測
- 血圧測定
- 血中脂質・尿酸検査
- 肝機能検査
- 血糖検査
- 尿検査
- 血液検査(貧血検査)
- 心電図検査
- 眼底検査
- 血清/クレアチニン検査
- メタボリックシンドローム判定
- 保健指導レベル

【レセプトデータ】

- 社会保険診療報酬支払基金から取得した診療報酬明細書・調剤報酬明細書等に係るCSVデータ

② 個人データ項目を共同利用する者の利用目的

株式会社PREVENTは、特定健康診査項目及びレセプトデータから解析を行い、当健康保険組合の「組織健康度」を評価し、当健康保険組合にフィードバックを行う。また、加入者に係る生活習慣病リスクの度合いに応じて階層化し、ハイリスク・アプローチが必要な対象者を特定し、その結果を健康保険組合にフィードバックする。

各事業主は「組織健康度」を確認し、従業員の健康の維持・向上に役立てる。

健康保険組合は事業主と共同して、ハイリスク者に医療機関への受診勧奨や必要な(特定)保健指導の提供を実施する。

③ 個人データを共同利用する者の範囲

- 株式会社群馬銀行 : 部店長・人事部健康管理室担当役席
- その他の事業所 : 総務担当役職員(健康管理責任者)
- 群馬銀行健康保険組合 : 役職員
- 株式会社PREVENT : 解析担当役職員

④ 解析後の個人データの管理責任者

- 株式会社群馬銀行 : 部店長・人事部健康管理室担当役席
- その他の事業所 : 総務担当役職員(健康管理責任者)
- 群馬銀行健康保険組合 : 役職員